平成２２年（フ）第１４２号
長野県諏訪郡富士見町富士見3308番地
債務者　樋口　　毅
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛山　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３９４号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲1845番地
債務者　北村　慎一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻田　康則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
山形県寒河江市大字寒河江字仲田154番地の１　フォレストハイツ仲田103、前住所山形県尾花沢市大字尾花沢3016番地２
債務者　正司　新一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　　永
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２２２号
仙台市青葉区小松島２丁目19番１号
債務者　平塚　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６４号
仙台市若林区南材木町85番地
債務者　小松　明美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８２号
仙台市青葉区上愛子字蛇台原50番地の17
債務者　佐藤　一成
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６４号
仙台市泉区泉中央１丁目42番地の１　グランデアオキ307
債務者　三浦　美宏（旧姓赤間）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７８号
宮城県多賀城市高崎２丁目28番17号　コーポサカシタ105号
債務者　鈴木　和明
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８９号
仙台市宮城野区苦竹１丁目４番31―901号
債務者　加賀　慎也
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９８号
仙台市太白区西中田６丁目９番15号　セジュール舘Ⅱ―202
債務者　佐々木恵美子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０４号
仙台市若林区裏柴田町31番地　オリエンタルコーポ201
債務者　岩井かおり
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１２号
宮城県名取市大手町４丁目３番地の13
債務者　大湯　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１８号
仙台市若林区裏柴田町31番地　オリエンタルコーポ201
債務者　岩井　勝也
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７０号
宮城県亘理郡亘理町字舘南42番地14　アルファ舘南二番館203、従前の住所宮城県亘理郡亘理町字茨田後42番地
債務者　吉田　真一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７５１号
神戸市須磨区東町２丁目１番２号
債務者　川上佐知子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９７号
神戸市灘区浜田町３丁目１番８号ピュアハウス202
債務者　川渕　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４９号
神戸市東灘区深江南町１丁目17番１―202号、従前の住所神戸市中央区中山手通２丁目11番２号
債務者　小西　紀子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部